**日田高等学校電話交換設備リース契約書(案)**

１　リース物件　電話交換設備一式（以下「機器」という。）

２　リース期間　令和６年８月１日から令和１３年７月３１日まで

３　契約金額　￥〇〇〇，〇〇〇−

（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額￥○○○−）

 令和 ６年度　￥○○○−（月額￥○○○−）

 令和 ７年度　￥○○○−（月額￥○○○−）

 令和 ８年度　￥○○○−（月額￥○○○−）

 令和 ９年度　￥○○○−（月額￥○○○−）

 令和10年度　￥○○○−（月額￥○○○−）

 令和11年度　￥○○○−（月額￥○○○−）

 令和12年度　￥○○○−（月額￥○○○−）

 令和13年度　￥○○○−（月額￥○○○−）

４　契約保証金　￥○○○－

　上記リース契約について、大分県立日田高等学校　校長　池邉　裕司（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、次の条項によりリース契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　本契約は、乙が所有する機器を甲の使用に供し、甲が使用の対価を乙に支払うこと

を目的とする。

（信義誠実の義務）

第２条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約に定める各条項を履行しなければなら

ない。

（機器及び設置場所）

第３条　機器の内容及び設置場所は別紙のとおりとする。

（リース料の支払い）

第４条　甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内

にリース料を支払うものとする。

（所有権の表示）

第５条　乙は、機器に乙の所有物である旨の表示をすることができる。

（機器の取替等）

第６条　甲が機器の追加、取替又は改造を必要とするときは、あらかじめ文書をもって乙に承諾を求め、甲の負担で行うものとする。

（機器の移転）

第７条　機器を設置場所から移転する必要が生じた場合は、甲乙協議の上で行うものとする。この場合、機器の移転に要する費用は甲の負担とする。

（管理義務）

第８条　甲は、機器を善良なる管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

（通知義務）

第９条　甲は、機器について盗難、滅失、き損等の事故が発生したときは、遅滞なく乙に通

知しなければならない。

（機密の保持）

第10条　甲及び乙は、本契約における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から提供を受

ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、次の各号に該当するものと定義する。

⑴　秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録とし

て提供される情報

　⑵　秘密である旨を告知した上で口頭で提供される情報であって、口頭による提供後遅滞

なく当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により提供されたもの

２　甲及び乙は、別途「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき互いに機

密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

３　乙又は乙の指定する者で機器の点検等の業務に従事する者は、予め甲の承諾を得て機器

の設置場所に出入りできるものとし、その実施に当たり知り得た甲の業務上の秘密を第三

者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（個人情報の保護）

第11条　乙は、本契約を履行する上で取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律第２条第１項に規定する個人情報をいう。）について、別記「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

（権利の移転）

第12条　乙は、甲の書面による承諾なしに、本契約に基づく権利の全部又は一部を第三者

に譲渡、移転、質入れしてはならない。

（保守体制）

第13条　乙は、機器の正常な運用を保持するため、万一の故障、障害に速やかに対処できるよう専門技術を持つ保安員を確保しなければならない。

２　乙は、機器の故障、障害により、甲の業務の遂行に支障を生じたときは、直ちに甲の業

務の遂行に必要な措置を講じなければならない。

３　乙は、前項の措置に要した費用について、措置完了後、別途甲に請求するものとする。

（損害賠償）

第14条　乙は、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、

甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

２　甲は、前項に基づき乙が甲に賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合に

は、これに応じ、乙に義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償

額の減額について協議を行うものとする。

（動産総合保険）

第15条　乙は、機器に対して、リース期間中継続して乙を被保険者とする動産総合保険契約を締結し、その費用を負担するものとする。

２　甲は、動産総合保険約款に基づく保険事故が発生したときは、直ちにその旨を乙に通知するものとする。

３　甲は、保険事故により保険会社から乙に支払われた保険金の限度内において、乙に対する賠償金の支払義務を免れるものとする。

（契約の解除）

第16条　甲又は乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

⑴　相手方が本契約を履行しないとき、又は履行しないおそれがあるとき。

⑵　天災その他甲又は乙の責に帰することができない事由により、本契約を履行することがで

きなくなったとき。

⑶　乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77

号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第２号に規定する暴

力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められたとき。

２　前項第１号により本契約を解除した場合、解除により被った損害を相手方に対し請求す

ることができる。

（特約事項）

第17条　この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

（賃貸期間満了後等の取扱）

第18条　賃貸借期間が満了したとき又は契約が解除されたときにおける機器の取扱については、甲乙協議して決定するものとする。

　（協議）

第20条　本契約に疑義のあるとき又は本契約に定めのない事項については、法令に従うほか甲乙協議して決定するものとする。

　本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ１通を所持する。

 令和６年　　月　　日

 　　　 甲 大分県日田市田島２丁目９－３０

 　　　 大分県立日田高等学校

 　　　 　 校長　池邉　裕司　　 印

 　　　 乙 ○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ○○○　　　　　　　　　　　　印